

2012年9月1日

司法書士会館にて

民事信託推進宣言

一般社団法人民事信託推進センター

2012年9月1日、司法書士会館にて開催されたシンポジウム「民事信託をいかに推進させるか」において、当法人は、民事信託の持つ高齢者、障害者、さらに個人間、親族間における財産管理機能および権利擁護機能に注目し、民事信託の活用を広く社会に訴えるため「民事信託推進宣言」を発することとする。

今後、当法人は民事信託の推進に向けて積極的な調査・研修活動を行い、信託の受託にかかわる関係機関や諸団体との連携を密にするとともに、民事信託の推進のための諸提言を行う役割があることを併せて確認する。

1. 共通認識

- (1) 民事信託は、高齢配偶者の生活確保、親なき後の子の生活支援など、高齢者や障害者等を支える制度であり、さらに、相続類似の財産の継承や事業承継等を確実に実現させることや、農地・森林の維持・管理等に、幅広く活用できる制度である。
- (2) 新信託法においては、これまでの民法の考え方では難しいとされてきた形態の、遺言代用信託、後継ぎ遺贈型の信託が広く活用でき、しかも、信託監督人および受益者代理人など受益者保護制度が適切に運用されることにより、幅広い分野で民事信託が利用されてこれが発展する可能性が大である。このことから、民事信託を創造する担い手としての専門家は、一層活用についての工夫や改善を重ね適正な運用を推進させるべきである。
- (3) 高齢者や障害者の財産管理制度と言えれば成年後見制度であるが、判断能力が減退していなければ財産管理能力が不十分な高齢者や身体障

害者、浪費者、勤労意欲の乏しい者などは利用することができない。これは、成年後見制度の本来的な役割ではあるが、民事信託はその役割を補完する代替的な機能がある。

また、成年後見人等が選任された場合であっても、その成年後見人等が本人の利益のために信託を利用することは可能である。民事信託は成年後見制度との併用によりあるいは制度の中で活用することが可能であり、双方の利用により二重に本人の利益を保護する役割を果たすことができる。

- (4) しかし、わが国では信託の受託を営利目的で反復継続して行えば信託業法に抵触するとされ、そのため受託者は主として信託銀行等の金融機関、内閣総理大臣の免許ないし登録を受けた株式会社に限定されている。

このように受託者が限定されているため、民事信託は、誰でも使える制度になっていない側面があり、このままでは折角の制度の有効な活用が阻害されるおそれがある。

このため、2004年の信託業法改正、さらに2006年の信託法改正にあたりいずれも国会の附帯決議がなされている。改正信託法の衆参両議院の附帯決議（2006年11月14日および2006年12月7日）では、「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと」とされ、家族型民事信託、とりわけ福祉型信託にかかわる受託者の資格について拡充解放をすべきであるとの提言がなされている。超高齢社会を目前に控え、早急にこれらの附帯決議の内容の具体化を図る時期が到来している。

2 . 民事信託の推進のために

(1) 民事信託の制度的な承認

法制度上は商事信託と民事信託を区別せず、基本法たる信託法のみで運用されている。その結果、商事信託を前提とした信託業法が民事信託にも適用されている。民事信託の幅広いニーズに対応するため、またわが国の信託制度の発展のため「民事信託」という独立した領域を承認し、それに合わせた法律改正を行う。

(2) 福祉型信託の法整備

福祉型信託は、民事信託において特に「高齢者や障害者の生活支援」という特色があることを踏まえて、別個の法整備を行うべきである。

(3) 担い手の拡充と認定

民事信託の受託者は、公益法人、社会福祉法人、一般社団法人、NPO法人等にするなどして担い手の拡充を図り、また、受託者適格性および能力を公認する公的機関を設置する（このことは、信託銀行・信託会社を民事信託の受託者から排除する趣旨ではない）。

(4) 民事信託の規制と監督

民事信託に対して、金融庁以外の監督機関を設ける。

(5) 明確かつ適正な課税制度の構築

相続税、贈与税等の資産税法を改正し、民事信託、とりわけ福祉型信託を利用した際の課税時期や課税対象者、課税金額等につき、明確かつ適正な内容とすべきである。

(6) 倫理の徹底

司法書士、弁護士、公証人、税理士等の専門家は、倫理を徹底し、詐害信託の設定の禁止や、財産管理能力の乏しい受益者を守る受益者保護制度も成年後見制度をも活用しない信託の扱いを制限するとともに、依頼者に対し信託の適正な活用を推奨する。

3 . 民事信託の更なる可能性

(1) 未成年後見支援信託の活用について

東日本大震災において、両親を失った未成年者が得た弔慰金、保険金、寄付、遺産等を適確に管理・活用するため、家庭裁判所および行政の関与により、未成年者支援信託を早急に行う。

(2) 後見制度支援信託の拡大

家庭裁判所の指示により開始される「後見制度支援信託」の受託者については、現行は信託銀行であるが、その公的性格に鑑み、信託銀行以外にも受託者を拡充させるべきである。それとともに、対象の財産を不動産等に拡大することも必要である。

(3) 高次脳機能障害者支援信託

高次脳機能障害者（本人）に支払われる損害賠償金、保険金等は、本人の治療・介護・リハビリテーション、後遺障害、そして就労・就学等の支援に適正に使われなければならない。被害者たる本人の保護を確実なものにするため信託を積極的に活用すべきである。

(4) 農地、森林の維持および管理信託

後継者不足等により農地、森林の荒廃が進んでいる。民事信託を活用し、農地、森林等の適正な維持および管理を行うなどして活性化を図るべきである。

(5) まちづくり信託

後継者不足や過疎などにより、伝統的建物や京町家が消滅したり、放置されている。行政等と連携し、民事信託を活用し、再生等のまちづくりを進めるべきである。

(6) 公益信託の活用

公益信託は、公益法人制度改革の動向を踏まえ、「主務官庁の許可」を見直すとともに、受託者については信託銀行だけでなく、公益法人や社会福祉法人等に解放し、これにより寄付等を社会に適正に還元できるように、公益信託を広く活用できるよう整備拡充をすべきである。